

政令第 号

押印を求める手続の見直し等のための農林水産省関係政令の一部を改正する政令

内閣は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百十七条第四項、家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第九条及び国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百九十八号）第十八条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（漁業登録令の一部改正）

第一条 漁業登録令（昭和二十六年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「左に」を「次に」に、「記載し、申請人がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第二十三条の見出しを「（添付書面に代わるもの）」に改め、同条第一項中「申請書にその第三者が署名押印した」を「その第三者が申請書に当該同意又は承諾をした旨及びその氏名又は名称を記載した」に、「添附する」を「添付する」に改める。

第五十一条第三項を削る。

(家畜商法施行令の一部改正)

第二条 家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「を記載して申請人が記名押印した」を「並びに申請人の氏名を記載した」に改める。

(国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令の一部改正)

第三条 国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令（平成二十七年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「にその」を「に、その」に、「及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければ」を「並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければ」に改める。

附 則

この政令は、令和三年一月一日から施行する。